

容器使用料の考え方について

JIMGA では、長期停滞した容器による事故撲滅を目的に、容器管理指針等の自治体による発行要請、放置容器及び不明容器の全国一斉特別回収、容器使用契約締結の推進に取り組んできました。容器管理指針については、40 都道府県において発行され、容器の早期返却を促す基本的な考え方として有効に活用されています。また、全国一斉特別回収では継続的な取組が功を奏し、所有者不明容器の回収本数も年々減少傾向にあります。しかし、早期回収に有効な容器使用契約の締結推進につきましては、平成 24 年に契約書モデルを改訂し、会員の皆様に提供しておりますが、各社とも契約化が進んでいないという状況はご存知の通りです。

一方では、JIMGA が推進しております RF タグによる容器管理システムの普及において、平成 28 年 9 月までに 72 万本の容器に RF タグが取り付けられ、72 社において RF タグによる容器管理システムが運用される状況となりました。また、平成 26 年度には、JIMGA-EDI の運用が開始されました。この RF タグと JIMGA-EDI を利用することにより、容器の移動情報をメーカーと販売店が正確かつ容易に共有することができる環境が整いました。

長期停滞した容器による事故撲滅のみならず、高圧ガス容器の資産としての有効活用にも、容器使用契約の締結は非常に有効です。この種の契約ではこれまで、延滞料方式が主流でありましたが、高圧ガス容器の管理が保安確保に重要であることと、容器が各社の貴重な経営資源であることを鑑み、容器にかかわるコストをより明確化するため、JIMGA では一つの方法として、容器出荷後即座に課金を行う使用料方式への移行を推奨したいと思います。

以下に当 WG にて整理した考え方を提示させていただきますので、この考え方を各社において活用頂き、容器使用契約の締結推進にお役立て下さいます様、ご案内申し上げます。

1. 「容器使用料」とは

容器をお客様に出荷した日を起算日とし、帰着した日までの使用日数に対して、容器の費用及び容器の保安確保に必要な維持管理費用、再検査費用、廃却処理費用の応分をお客様にご負担頂くものです。

2. 内容

(1) 前提条件：容器使用契約の締結

容器使用契約を締結する。延滞料契約が締結されている場合は、使用料方式へ移行することが望ましい。

(2) 使用料金設定方法

お客様が支払う料金は、ガス代、配送費、容器使用料であることを明示する。

(料金の構成を示すもので、必ずしも内訳の金額を提示する必要はない。)

(3) 課金方法

※ 使用日数の算定方法は、事前に取り決めておく。

※ 使用日数に応じた日額の使用料を請求する。(月額とすることも可能)

① 起算日

保安上の観点から、納品日を1日目として起算し、納品日から回収日までをカウントする。

② 無償期間(据え置き期間)の取り扱い

起算日=課金開始とすることが望ましいが、一定期間の無償期間を設定することもできる。

延滞料契約が普及している地域等では、使用料方式に無償期間を設定することにより、従来通りの内容の契約となる。

③ 使用料・延滞料の併用方式

長期停滞容器の発生をさらに防ぐため、一定期間経過後の容器使用料金を変更(増額)する方式も有効である。

④ 締日との関係

請求締日と併せる

※ 在庫について

RF タグが取り付けられ、販売店まで運用されていれば、お客様の使用日数の情報交換が容易である。

(4) 容器使用明細書(容器調書)配布方法

① 送付のタイミング

お客様に毎月配布する。請求書と同時に送ることが望ましい。

※ RF タグ情報を JIMGA-EDI を介して交換すると容易に容器使用明細書が作成できる。

② 活用

出荷中の容器情報だけでなく、当月の課金対象容器の移動情報(履歴)がすべて記載されていることが望ましい。

容器使用明細書の内容をお客様に確認願う。

(5) 延滞料からの移行方法

延滞料契約の継続のほか、以下の3つの移行方法が考えられる。

① 延滞料契約の実質的継続

移行し易くするために契約の名称だけでも変更し、据え置き期間を無償期間として設定する。この無償期間を将来的に解消する。

② 使用料方式への完全移行

既存の延滞料契約を解消し、新規に使用料契約を締結する。

③ 延滞料の他に使用料を徴収する契約を締結する。

延滞料の据え置き期間に新たに容器使用料を徴収する契約を締結する。

以上